

第6回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録

<p>にち じ 日 時</p>	<p>へいせい ねん がつ にち か じ ぶん じ ぶん 平成27年 6月16日 (火) 14時00分～16時08分</p>
<p>かいさいばしょ 開催場所</p>	<p>しちょうしゃ かい かんけいきかんしつむしつ 市庁舎 5階 関係機関執務室</p>
<p>しゅつ せき しゃ 出席者</p> <p>(五十音 順)</p>	<p>いしわたいいん いのうえいいん うちまいいいん おおぼいいん かんざきいいん しみずいいん すやまいいいん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大羽委員、神崎委員、清水委員、須山委員、</p> <p>なかせいいいん ながたいいん ならさきいいん 中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、浜崎委員、松島委員、山下委員、</p> <p>和田委員</p>
<p>けつ せき しゃ 欠席者</p>	<p>おおのいいん さとういいん すずきいいん にしかわいいん まえざわいいん 大野委員、佐藤委員、鈴木委員、西川委員、前沢委員</p>
<p>かいさいけいたい 開催形態</p>	<p>こうかい ぼうちようしゃ 公開 (傍聴者 3人)</p>
<p>議 題</p>	<p>1 じれい こうひよう 事例の公表について</p> <p>2 しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい かくにん 障害者差別解消法の規定について (確認)</p> <p>3 ぜんかい じれい ぶんるい かくにん 前回の事例の分類の確認について</p> <p>4 じれい ぶんるい ぜんかい けいぞくぶん 事例の分類について (前回からの継続分)</p>
<p>ぎ じ 議 事</p>	<p>1 かいかい 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しゅつせきじようきようほうこく 出席状況報告 ・ はいふ しりようかくにん 配付資料確認 ・ ぼうちようしゃ かん ほうこく 傍聴者に関する報告 <p>2 ぎだい 議題</p> <p>(1) じれい こうひよう 事例の公表について</p> <p>いしわたかいちよう じれい こうひよう じむきょく しりよう せつめい (石渡会長) 事例の公表について、事務局から資料1の説明をしてもらい、</p>

せつめいご
説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

じむきょく しりょう せつめい
(事務局) (資料1について説明)

いしわたかいちょう しりょう ほうこく しつもん ねが
(石渡会長) 資料1の報告について質問があればお願いしたい。

しつもん
(質問なし)

いしわたかいちょう さべつてき ひょうげん ほか ひょうげん お か せつめい
(石渡会長) それでは、差別的な表現を他の表現に置き換えるとの説明が

あったが、このことについて意見があればお願いしたい。

ならさきいいん ことば か せつめい わたし か ほう
(奈良崎委員) 「言葉を変えます」と説明があったが、私は変えない方がよ

いと思う。事例募集時に、言葉を変えると説明していないので、言葉を変

えられたら嫌なのではないか。今後、市で事例募集を行ったときに言葉

を変えるならば、最初に募集チラシで言葉を変える可能性がある」と書い

た方がよいと思う。

まつしまいいん わたし か ひつよう おも ひと おも か
(松島委員) 私も変える必要はないと思う。その人はそう思ったので書いた

のであって、表現を変えることはその人の考えを変えることになる。

そういう言葉を使っているということも含めて、現実をそのまま表現し

ておいた方がよいと考える。

しみずいいん なや ほうそう こーど ことば おも ほうそう
(清水委員) すごく悩んだが、放送コードにかかる言葉であると思うが、放送

コードとは異なるので、そのまま掲載してもよいと思う。ただし、本に

もあるように、「問題のある言葉だが、そのまま掲載しました」との但書

きを付けて掲載するべきだと思う。

うちじまふくかいちょう わたし よこはまし こうてき たちば こうりよ ほつげん さべつてき
(内嶋副会長) 私は、横浜市の公的な立場も考慮して発言したい。差別的な
ひょうげん つか かた じぶん いし みずか てりとりー じぶん
表現を使われている方が、自分の意思で自らのテリトリー、自分の
しゅつぽんぶつなど なまえ な の つか ひょうげん
出版物等で名前を名乗って使うということであれば、表現はそのまま
ということもあるかもしれないが、これは匿名で誰が書いたのかわから
ない。また、横浜市の公的に誰もがみることのできるように公開するこ
とになる。げいじゆつ ぶんや げいじゆつめん はいりよ おりじなる
芸術の分野においては、芸術面に配慮してオリジナルの
ひょうげん しやう こめんと げいじゆつ
表現をそのまま使用しましたというコメントもあるが、これは芸術で
はない。いろいろな方がいろいろな立場からみことを考慮すると、今回
さいだいこうやくすうてき はいりよ ひつよう かんが まつしま
は最大公約数的な配慮はやはり必要になると考えられる。ただし、松島
いいん ならさきいいん ふ ぶんみやく ひょうげん つか
委員、奈良崎委員も触れたように、どういう文脈でそのような表現を使
ったのかということは、なるべく失わせないような形での表現の変更
とするべきであろうと思う。

いしわたかいちょう ぎょうせい たちば ふとくていたすう かた し ほーむぺーじ
(石渡会長) 行政の立場としては、不特定多数の方が市のホームページな
どをみことを考えると、このままの表現では支障があるということ
か。

じむきよく ほーむぺーじ けいさい ふとくていたすう かた み
(事務局) ホームページへの掲載は不特定多数の方がみことができるわけ
であり、こうした表現を言われただけで心が苦しくなる方や、不快に感
じられる方が多くいらっしゃるから、それを避ける配慮が必要では
ないか、そのために他の表現に置き換えることを考えている。まつしまいいん
からご意見もあつたが、表現については、なるべくその方の思いを生か

くふう ひつよう かんが
す工夫は必要ではないかと 考 えている。

いしわたかいちょう いん た ー ね っ と ひょうげん き と かって つか
(石渡会長) インターネットなどで、その表現だけが切り取られて勝手に使

われてしまうこともある。こうひょう あ はいりよ ひつよう おも
公表に当たって配慮は必要かと思う。

しみずいいん てく に つく はなし ふ じ など かつ
(清水委員) テクニックの話になるが、伏せ字(×××等)というやり方も
あると思う。

おおばいいん ふてきせつ ひょうげん しょうがいしゃ おとし さげす
(大羽委員) 不適切な表現とは、障害者を貶める、蔑むということであ

ると思うので、「蔑むような表現で」、「障害者を傷付けるような言葉

で」というような言い方で置き換えると楽なのではないかと思う。

いしわたかいちょう いけん ふ けんとう こうひょう
(石渡会長) それでは、意見を踏まえて検討していただきたい。また公表に

については報告をお願いしたい。

(2) しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい かくにん
(2) 障害者差別解消法の規定について(確認)

いしわたかいちょう ぎだい め しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい かくにん
(石渡会長) 議題の2つ目、「障害者差別解消法の規定について(確認)」

すす じむきょく しりょう せつめい せつめいご いけん
に進みたい。事務局から資料2の説明をしてもらい、説明後に、ご意見や

しつもん かつ はつげん ねが
ご質問のある方に発言をお願いしたい。

じむきょく しりょう せつめい
(事務局) (資料2について説明)

いしわたかいちょう しりょう せつめい しつもん ねが
(石渡会長) 資料2の説明について、質問があればお願いしたい。

おおばいいん しょうがいしゃさべつかいしょうほう さべつ
(大羽委員) 障害者差別解消法における「差別」はこのとおりのかもし

れないが、ほうりつ しょうがいしゃ さべつ かなら
れませんが、法律のことはともかくとして、障害者への「差別」は必ず

さーびす ていきょうばめん おも ふとう さべつてきとりあつか
しもサービスの提供場面だけではないと思う。不当な差別的取扱いは、

日常生活のさまざまな場面で出てくる。障害者差別解消法でのそのよ
うな定義は理解するが、これ以外にも差別があるということは確認して
おきたい。

(内嶋副会長) サービスの提供は例示である。差別的取扱いの分かりやす
い場面について、「例えば……」という理解でよいと思う。

(山下委員) 資料に、事業主が労働者に対して行う障害者差別の解消につ
いては全て障害者雇用促進法で定められるとあるが、職場での差別は全
て障害者雇用促進法で検討されるということでのよいのか。雇用率の定め
などもあるが、雇用された後の職場での配慮の問題は非常に大事である
と考えており、この資料の説明だけでは読み取れないので、確認してお
きたいと思う。

(奈良崎委員) 1つ気になったことがある。雇用の場面でいじめがあった場合
はどこに入るのか。

(内嶋副会長) 平成28年4月から施行予定の改正後の新しい障害者雇用
促進法では、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する規定が
入る。よって、来年4月からは、雇用関係の中での障害者差別は障害者
雇用促進法で対応していくことになる。

(石渡会長) 職場での障害を理由とするいじめについては、障害者雇用
促進法の対応になるのではないかと。また、それが虐待に該当するのであ
れば、障害者虐待防止法の対象にもなるのではないかと。

(内嶋副会長) いじめがどちらに入るかは難しいところである。無意識の

うちに、合理的配慮をしないと、障害者を別扱いしているのであれ

ば、虐待とは認定されないのではないかと。よって、新しい障害者雇用

促進法の対象になると考えられる。意図的に障害のある人を

ターゲットにして職場でいじめを行っているのであれば権利侵害であ

り、虐待であると認められる。人を傷つけたことで民法上の不法行為、

使用者責任にも当たる。従業員が悪いことをしても、雇い主にも責任が

あり、障害者雇用促進法の範囲に入ると思う。

今回、障害者差別解消法も含め、虐待に至るもっと前の部分で、

障害者に与える不利益や問題行動を無くしていこうと、法律の対象範囲

が広がっている。どの法律で対応していくのかは、これからの議論、裁判

事例の集積の部分もあると思う。

(石渡会長) 奈良崎委員から質問のあったいじめについては、それがどうい

ういじめかによって変わってくると思うが、納得できないことがあれば、

まずは行政に伝えていくことが大事であると思う。

(和田委員) 引っ越し先を探したときに、9軒目でやっと見つかった。ほと

んどのお店が、精神障害があるなどを伝えると返事がない。これは明らか

な差別であると思う。

(内嶋副会長) 本日検討する事例の中にも類似のものがある。そこで議論し

てもよいのではないかと。

(3) 前回の事例の分類の確認について

(石渡会長) 議題の3つ目、「障害者差別解消法の規定について(確認)」

に移りたい。事務局から、資料3、資料4、資料5の説明をしてもらい、

説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料3、資料4、資料5について説明)

(石渡会長) それでは、資料4の「委員にうかがいたいこと1」から見てい

きたい。14番の障害者同士のツアーの事例である。資料5には、改善の

方向性の記載もあるが、事務局のまとめについてご意見のある方はお願

いしたい。

(須山委員) 資料5の「こうしてほしかったこと」の欄には、「手話のできる

人を雇い入れる」とあるが、(考えられる改善の方向性の欄の)配慮に

は、手話だけでなく要約筆記や筆記通訳の記載を入れていただきたい。

要約筆記は一般の市民には知られていないことが多い。聴覚障害者

イコール手話ではなく、聴覚障害者でも手話を知らない人がいる。よ

って、「手話のできる人」のところに、「手話又は要約筆記ができる人」

と、言葉として「要約筆記」を入れてほしい。

(和田委員) この事例の対象は聴覚・平衡機能障害となっているが、いわ

ゆる身体障害に関しては、上手くいくように手話や要約筆記などの方法

があると思うが、精神障害の場合はそれを助ける手段がないように思

う。どのように考えたらいいのか。

(石渡会長) この事例は、聴覚障害のある方が体験したことを記載している
のでこのようになっていると思うが、和田委員の指摘も十分考えら
れると思う。類似の事例が出てきたときに改めて検討したい。

(石渡会長)「委員にうかがいたいこと2」33番の習字教室の入会の事例に
移りたい。資料5の案1はケースによって「①差別的取扱いをしたもの」
に当たる場合と「②適切な配慮をしなかったもの」に当たる場合の両方
があるとの案。案2は全て「①差別的取扱いをしたもの」に当たるとい
うまとめの案である。

どちらを結論とするか、ご意見をいただきたい。

(事務局) 14番と同じ考え方でよろしければ、案1になると考えられる。

(石渡会長) それでは、「委員にうかがいたいこと3」82番の障害者福祉施設
の建設の事例に移りたい。資料4の事務局案のまとめについて意見をお
ねが
願いしたい。

(清水委員) 住民による差別的な取扱いという仕分けでよいと思う。改善の
方向性としては啓発が中心となるが、あくまでも対決型ではない、問題
解決の仕組みづくりが必要であると思う。

今後、横浜市で条例を作るとしたら、調整委員会を設けて、委託する
のがよいと思う。

いしわたかいちょう たいけつがた かいけつ たたか けいはつ いっしょ
(石渡会長) 対決型ではない解決。戦うのではなく、啓発することで一緒に
か ぎょうせい じゅうみん ぎょうしゃ かいけつ おうこうせい い み あ いけん
変えていく、行政、住民、業者による解決の方向性の意味合いのご意見
りかい
と理解した。

いしわたかいちょう いいん ばん しぼす ちかてつ かいごしゃ
(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと4」197番の市バス・地下鉄の介護者
わりびき じれい うつ た せいど かか じれい た
の割引の事例に移りたい。他の制度に関わる事例であり、その他として
③のぶんるい いけん
分類でよいか、意見をいただきたい。

おおばいん わ しぼす ちかてつ わりびき しんたい ちてき かいごしゃ
(大羽委員) よく分からない。市バス・地下鉄の割引が身体、知的の介護者に
せいしんしょうがいしゃ あき さべつ せいど
はあり、精神障害者にはないというのは、明らかに差別である。制度ご
ぎろん せいしんしょうがいしゃ い み わ あき さべつ
とに議論されるべきものという意味が分からない。明らかな差別である
た ぶんるい なつとく
のに、その他に分類されるのは納得ができない。

いしわたかいちょう あき さべつ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう なか たいおう けんとう
(石渡会長) 明らかに差別であるが、障害者差別解消法の中で対応を検討
うんちんわりびき せいど ぎろん もんだい
するのではなく、運賃割引の制度のところで議論すべき問題ということ
りかい
で③という理解をしていたが。

なかせいん おおばいん おな さべつ おも せいしん かた ひとり じょうしゃ
(中瀬委員) 大羽委員と同じで差別であると思う。精神の方で、一人で乗車
こんなん かいじょしゃ ひつよう た しょうがいしゅべつ ほんがく
するのが困難なときに介助者が必要になる。他の障害種別は半額になる
せいしん かた ほんがく とうじしゃ じつび ふたん し
のに、精神の方が半額にならないことで、当事者は実費の負担を強いら
しょうがいしゅべつ ほんにん ふたん さ で さべつ おも
れることもある。障害種別で本人の負担に差が出るのは差別だと思う。
よさん ひつよう
ただし、予算も必要であるので、そこはそれぞれの制度の下で検討する
ひつよう おも けんとうぶかい けーす さべつ みな
必要はあると思う。この検討部会では、このケースは差別になる、皆さ

げんてい^{せま} わりびき^{はなし} とら^{せいで} 制度というより、差別として持
っていきやすいのではないかと^{ていあん}いう提案である。話を^{はなし}広げずに狭く^{せま}捉え
ることに^{なっとく}納得していただけるのであれば、この^{じあん}事案^{かん}に関して、差別とし
て^{とら}捉えるのか、やはり^{せいでろん}制度論^{せいでろん}、^{せいじ}制度論^{はなし}とは政治^{かね}の話^{ひと}、^{はなし}お金や人^{はなし}という話
になるが、^{せいでろん}制度論^{もど}に戻すのか、^{ぎろん}議論^{うえ}した上で^{けつ}決^とを採^{おも}ってもよいくらいに思
う。

(石渡^{いしわた}会^{かい}長^{ちやう}) 市^しにおける^{せいで}制度^{せいで}のことで、^{くに}国^れレベル^べの^{ほうりつ}法律^{ちが}とは違^{かんが}うという^{かんが}考^{かんが}
え^{かんが}方^{かた}でよいのではないかと^{おも}いうことかと思^{おも}うが、^た他^{いいん}の^{いけん}委員^{うかが}の^{うかが}意見^{うかが}を伺^{うかが}いた
い。

(奈良崎^{ならさき}委員^{いん}) 市^しにお尋^{たず}ねしたい。制度^{せいで}のことであるが、^{よこ}横浜市^{はまし}では^{えん}1,200円
で^ばバス^す乗^{じやう}車^{しゃ}券^{けん}を買^かっていると思^{おも}うが、^{せいしん}精神^{しやうがい}障^{かた}害^への方が^ぼヘルパー^ーをつけ
ているか^{ちやうさ}調査^さをしたことがあるか。

(事務^{じむ}局^{きょく}) ^{よこ}横浜市^{はまし}では^{えん}1,200円^{とく}で^{べつ}特別^{じやうしゃけん}乗^{こうふ}車^{こうふ}券^{こうふ}を^{しえい}交付^{ちかてつ}している。市^し営^{えい}の^{ちかてつ}地下^{ちかてつ}鉄^{ちかてつ}、
^{しな}市内^{はし}を^{はし}走る^{はし}ほとんどの^ばバス^{しえい}は^い市^い営^い以外^いも^{ふく}含^{じやう}め^{じやう}乗^{じやう}車^{じやう}できる。

なお、^{こうつう}交通^{りやう}料^{きん}金の^{わりびき}割引^{せいで}制度^しは^{おこな}市^{おこな}が^{ふく}行^{しき}っている^ー福祉^びサー^びビス^すではなく、
^{こうつう}交通^{じぎやう}事^く業^に者^{よう}が^う国^うから^{せきむ}の^{せきむ}要^{せきむ}請^{せきむ}を^{せきむ}受^{せきむ}けて、^{こうきやう}公^{こう}共^{きやう}交^{こう}通^{きやう}を^{おこな}行^{おこな}っている^{せきむ}責^{せきむ}務^{せきむ}とし
て^わ割^びり^わ引^びき^わを^いして^いお^いり、^{ない}内^い容^{りつ}は^{じえい}一^{とう}律^{きゆう}では^{みん}ない。^{みん}J^{みん} R^{みん}と^{みん}東^{みん}急^{みん}な^{みん}どの^{みん}民^{みん}営^{みん}は
それ^{じぎやう}ぞ^きれの^き事^き業^き者^きが^{せいしん}決^{かた}めて^{たい}い^{しやう}る。^{せいしん}精^{せいしん}神^{せいしん}障^{せいしん}害^{せいしん}者^{せいしん}の^{せいしん}方^{せいしん}が^{せいしん}対^{せいしん}象^{せいしん}とな^{せいしん}って^{せいしん}い^{せいしん}な
い^{せいしん}のは、^{こうつう}交^{こう}通^{きん}運^{きん}賃^{きん}制^{きん}度^{きん}の^{わりびき}割^く引^はを^は国^はが^は働^はき^はか^はけて^{けい}きた^{けい}経^{けい}過^{けい}が^{せいしん}あり、^{せいしん}精^{せいしん}神^{せいしん}障^{せいしん}害^{せいしん}者^{せいしん}に^{せいしん}対^{せいしん}応^{せいしん}する^{せいしん}こ^{せいしん}と^{せいしん}が^{せいしん}薄^{せいしん}くな^{せいしん}って^{せいしん}い^{せいしん}る^{せいしん}の^{せいしん}が^{せいしん}実^{せいしん}情^{せいしん}である。^{せいしん}この^{せいしん}こ^{せいしん}と^{せいしん}は、
^{しやうがい}障^{しやう}害^い者^いに^い対^い応^いする^いこ^いと^いが^い薄^いくな^いって^いい^いる^いの^いが^い実^い情^いである。^いこの^いこ^いと^いは、

ぜんこく しょうがいしゃだんたい くに こうせいろうどうしょう こくごこうつうしょう ようぼう
全国の障害者団体からも、国、厚生労働省、国土交通省などに要望が
されている。

つきそい ひつよう ひと
付き添いが必要な人がどれくらいいるかであるが、ガイドヘルプの
りようしゃ
利用者がどのくらいいるかのデータはある。ただし、制度の利用者の把握
はできるが、どれくらいの方が付き添いが必要かについては、
ガイドヘルプを使わずに家族が行っている場合もあり、一概には難しい
とおもう。

いしわたかいちょう じむきょく せつめい こうつうひ わりびき じぎょうしゃ
(石渡会長) 事務局から説明があった。交通費の割引は事業者によっても、
しょうがいしゅべつ
障害種別によっても違いがある。差別として分類した方がよいという
ほうこう
方向になりつつあると理解しているが、197番の結論を考えていきたい。

かんざきいん しつもん さべつてきとりあつかい てきせつ はいりよ
(神崎委員) 質問であるが、「①差別的取扱いをしたもの」や「②適切な配慮
をしなかったもの」と、「③その他」では、その後の効力、効果はどう違
ってくるのか。せいしんしょうがい た しょうがい さべつ ほうげん
精神障害と他の障害を差別しているという発言をされ
ているのはわかるが、ぶんるい
分類によってどのような違いがあるのか。そこを
りかい うえ はんたん
理解した上で判断したい。

じむきょく ぶんるい かいぜん ほうこう
(事務局) 分類によって、どのような改善の方向になるのかということに
もかんけい おも こんかい しりょう こんごかんが かいぜん ほうこうせい
も関係すると思うが、今回、資料5で「今後考えられる改善の方向性」
を書かせていただいている。

ほうりつ かんけい ぶんるい ほうりつじょう しょうがいしゃさべつ あ
また、法律との関係では、①と②の分類は法律上の障害者差別に当た
り、ぎょうせいきかん ほうりつ ぎむ ぶんるい なお
行政機関は法律の義務として①、②の分類のものは直さなければい

けない、行おこなわなければならないものになる。事業じぎょう者の場合ばあいは合理的配慮ごうりてきはりよ

は法律上ほうりつじょう、努力義務どりよくぎむである。問題もんだいの「③その他た」は、①と②のように法律上ほうりつじょう

の障害者差別しょうがいしゃさべつにはならないので、法律上ほうりつじょうの義務ぎむは生しょうじない。

なお、障害者差別解消法しょうがいしゃさべつかいしょうほうの差別さべつに当たあらなくても、制度せいどとしてはこう

すべきと、検討部会けんとうぶかいとして意見いけんをまとめることはあろうかと思おもう。また、

障害者差別解消法しょうがいしゃさべつかいしょうほうの差別さべつに該当がいたうすると検討部会けんとうぶかいの総意そういとして整理せいりをす

るのであれば、部会ぶかいとして①、②にするとということもあるのかもしれない。

(神崎委員かみざきいん) まだよく分わからない部分ぶぶんもあるが、法律上ほうりつじょうの義務ぎむを負おうのかど

うかという違ちがいがあるということかと思おもう。そのように理解りかいした。

補足ほそくをしたい。これが差別さべつになるかどうか考かんがえていただきたい。目め

見える方みは多くかたの方おおがスマートフォンかた すまーとふおんを使うつか。私わたしは使つかえない。健常者けんじょうしゃと

視覚障害者しかくしょうがいしゃとの差さと言いわれればそれまでである。精神障害せいしんしょうがいの方かた、知的

障害しょうがいの方かたなどは使つかえても、私わたしは使つかえないというのはおかしあい。これは

差別さべつなのかなと思おもったりする。

電車でんしゃに乗のったとき、どこにシルバースしるばーしーとシートがあるのか。ホームにも

シルバースしるばーしーとシートの印しるしがあるそうだが、最近さいきんまでそれを知らなかつわたし

たちは乗のっても分わからないが、これは差別さべつなのか。

市内しんないに就労支援センターしゅうろうしえんせんたーが9か所しよある。知的ちてきや精神せいしん、肢体したいの障害しょうがいの方かた

などの就労支援しゅうろうしえんはかなりレベルれべるは上あがってきているが、視覚障害しかくしょうがいはほと

んど事例がない。これも差別なのか。

私は制度上の問題かなと思ったり、仕方がないことかなと思ったりしていた。ただし、今日話を聞いていて、身体や知的の人にはこういう制度があつて、精神にはないのは差別だと、原点に戻つての意見を伺うことができた。自分の考え方も整理できた。今まで何とかしてくれとは思っていたが、差別という括りで話ができることの芽が出て来たという感じを受けた。「③その他」でなく、差別に入れることに賛成である。

(石渡会長) それでは、検討部会としては、「①差別的取扱い」という結論になると判断するがよろしいか。

(了承)

事務局としてはどうか。

(事務局) 事務局としては、検討部会として、障害者差別解消法に照らしてどうやって分類するかの意見をいただく形になると思う。

障害者差別解消法が来年4月に施行されると、どのような事例が差別的取扱いに当たるのか、合理的配慮の不提供に当たるのかは、実際の判断としては最終的には司法の判断になると思う。ここでの検討結果と異なる結果になることもあるかもしれない。

この検討部会では、当事者の方、支援者の方などにご参加いただいているので、それらの立場の方たちが、障害者差別解消法における2つの差

別の適用についてメッセージとして伝えることにもなると思う。検討部会

ではこういう分類をした、こういう整理をしたという発表の仕方、まとめになるのではないか。

(石渡会長) それでは、部会の結論としては、197番は「①差別的取扱い」

としたい。事務局から確認等はあるか。

(事務局) 結論としては、交通事業者による「①差別的取扱い」。内容とし

ては、障害の種別により制度の利用に違いがあるということによいか。

(了解)

(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと5」に移りたい。資料5の事例の分類

について、ここまで確認した4つの事例以外で何か意見等はあるか。

(特になし)

(石渡会長) それでは、また何か気づいた点などがあれば、ご提案いただきたい。

(4) 事例の分類について (前回からの継続分)

(石渡会長) 議題の3つ目、「事例の分類について (前回からの継続分)」に

進みたい。資料6について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) (資料6について説明)

時間の関係で、1つの事例のみご意見を伺いたい。先ほど和田委員か

ら住まいを探す際の話もあったが、427番の事例の分類、まとめが資料6

の内容によいか、確認をお願いしたい。

いしわたかいちょう
(石渡会長) それでは、資料6の427番について、ご意見をお願いしたい。

はまさきいん あぼーと さが み くるま ばあい
(浜崎委員) アパートを探してもなかなか見つからないことが車いすの場合

はおお くるま あぼーと かいぞう
は大いにある。車いすとなると、アパートそのものを改造しなくてははい

げんかん するーぶ ゆか ふろーりんぐ ふろーと いれ
けない。玄関からスロープにする、床をフローリングにする、風呂・トイレ

あぼーと かいぞう おおや だ
などである。アパートの改造となると、大家さんはなかなかOKを出さな

かいぞう ばあい と いれ て つ たいきよ
い。また、改造する場合は、トイレに手すりを付けるなどするが、退去す

ばあい もと もと あと みため わる
る場合は元に戻さないといけない。そうすると、その跡は見た目が悪く、

つき か て あぼーと しきん か ち ちい
次の借り手がなくなってアパートとしての資産価値が小さくなる。

さべつ とりあつかい かいぜんほうほう
差別としてどのような取扱いをするのがよいのか、どのような改善方法

かんが
があるのか考えていただきたい。

いしわたかいちょう あぼーと しきん か ち さ りゆう せいとう
(石渡会長) アパートの資産価値が下がるという理由が正当なものなのか、

ごうりてきはいりよ かか もんだい わたくし
合理的配慮はどこまでなのかなどに関わってくる問題であるが、私は

しきん か ち かんが かた じたい だとうせい なつとく
そのような資産価値の考え方自体が妥当性がなく、納得できないことの

おも じぎょうしゃ さべつてきとりあつかい
ように思う。よって、事業者による「①差別的取扱いをしたもの」で

かんが
よいと考えた。

うちじまふくかいちょう せいしんしょうがい かた ばあい じぎょうしゃ ふとう さべつてき
(内嶋副会長) まず、精神障害の方の場合は、事業者による不当な差別的

とりあつかい じむきょく しわ おも もんだい はまさきいん
取扱いという事務局の仕分けでよいと思う。問題は浜崎委員がおっし

くるま したいふじゆう かた ばあい くるま かた じぶん
やった車いす(肢体不自由)の方の場合である。車いすの方が自分で

かおく かいぞう たいきよ じ げんじょうかいふく
家屋を改造するとか、退去時に原状回復するということがあり、それで

入居を拒むというのは、私の感覚では「②適切な配慮をしなかったもの」かと思う。現実的には、車いすの方が入居するとき、自分で全部変えることはなかなか難しい。あらかじめ一定数の賃貸住宅については車いすの方でも入居できるような戸数を確保していくというのが、市民との折り合いが見つかる、解決方法かと思う。その賃貸住宅では、高齢者、障害者が使いやすいバリアフリーとして通路等を広くするなど配慮をするという必要があるのではないか。

本当は「②適切な配慮をしなかったもの」もきついが、一定数の賃貸住宅を確保する中で、事業者の努力義務として対応は考えられるのではないかと。

(清水委員) 福祉のまちづくりの観点から考えると、価値は下がるのではなく、ユニバーサルデザインとして本当は価値が上がるのではないかと。

(石渡会長) 意識啓発的なことをすることも重要になると思う。427番は単一の結論ではなく、障害種別によってケースごとに変わるという意見もあった。

427番は、(障害種別欄に精神障害、視覚障害、肢体不自由の記載があるが) それぞれの障害の方から同様の意見(事例)が出ているのか。

(事務局) 事例を一つにまとめることはしていない。1件の応募事例の回答欄に、精神、視覚、肢体不自由の全てに○の記載があったものである。

(和田委員) 私は天国と地獄を見た精神障害者と自分で言っている。以前の

家は大家さんのご家族の理解があり、「この家に来てほしい」と言ってくれたほどであった。そのときは天国の精神障害者であった。

不動産屋は大屋さんの意見を聞くことになるので、大家さんが精神障害などでもいいよと言ってくれればOKであるが、不動産屋の考え方を変えるべきか、大家さんに理解をしてもらうべきなのか、よく分からない。

(石渡会長) いろいろな方の理解、啓発が必要であると思う。改善の方向性はすぐには結論が出ないと思われる。

427番の分類としては、場合によっては「②適切な配慮をしなかったもの」のケースもあるので、①又は②を結論にすることでよいか。

(了承)

(事務局) 427番も場面の設定によると思われる。先ほどの14番の障害者同士のツアーの事例のおいても、まずは一律に障害があるから断るとするのは「①差別的取扱いをしたもの」に当たるという結論であり、この事例も、その点は同じ整理かと思う。分類作業のときに悩むところであるが、例えば、アパートを貸す大家さんは、改修工事をしなければならぬのか。できる範囲のことはするとしても、多額の負担があるなど、過重な負担に当たるのかどうかについても考える必要がある、ご意見を伺い、そのようなことも思った。

①又は②が結論ということで理解させていただくが、その他にご意見を

があればお願いしたい。

(石渡会長) 住まいの事例について、他にご意見のある方はお願いしたい。

(特になし)

(事務局) 資料6の残りについては、今後分類作業を進める中で、事務局

でポイントを絞り、別途確認させていただきたいことについて、ご意見を

いただきたいと思います。

(石渡会長) 事務局から問合せなどがあつたときは、各委員、対応をお願いしたい。

3 その他 (連絡事項等)

(石渡会長) 事務局から連絡事項等をお願いしたい。

(事務局) 1点目は、本日、お手元に参考資料としてページ数があるも

のを配付させていただいた。第5回の検討部会で統一的な意見が出た

もので、類似するものを取り出して同様の分類をしたものである。量が

多くて申し訳ないが、ご確認いただき、ご意見等があれば事務局までご

連絡をお願いしたい。

2点目は、お詫びとなるが、前回応募事例の全体を配付させていただい

たが、26件掲載漏れがあつたので追加配付させていただいた。ご確認いた

だきたい。

3点目は、次回の開催日程であるが、予定どおり、7月21日(火)午後

2時から4時まで。場所は市庁舎5階会議室。

	<p>のこ 残り3回の予定であり、検討内容のとりまとめ、提言の作成について、</p> <p>こちらで資料等作成し、まとめの議論に入っていればと考えている。</p> <p>議題は会長、副会長と相談させていただきたい。</p> <p>4点目は、最終回の第9回の日程であるが、9月15日の予定を変更させてい</p> <p>ていただきたい。後日、改めてご都合の確認をさせていただくので、</p> <p>ご協力をお願いしたい。</p> <p>(石渡会長) その他、各委員から何かあればお願いしたい。</p> <p>(松島委員) (資料提出) 事例についてなので、後で考えていただきたい。</p> <p>(石渡会長) 事務局でお預かりし、次回お話しさせていただきたい。</p> <p>深い議論ができていると思う。次回もよろしくお願いしたい。</p>
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 障害者差別に関する事例の公表について</p> <p>資料2 障害者差別解消法の規定について (確認)</p> <p>資料3 検討用分類 (確定版)</p> <p>資料4 前回の事例の分類の確認について</p> <p>資料5 前回の検討部会における事例の分類</p> <p>資料6 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など (一部抜粋) ※前回の継続分</p>